

令和 8 年度十和田市有害鳥獣被害防止観光施設等支援事業補助金交付要綱  
(趣旨)

第 1 条 市は、観光客等の安全を確保するため、宿泊事業者等が実施する鳥獣被害防止対策について、予算の範囲内で令和 8 年度十和田市有害鳥獣被害防止観光施設等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する事業者であって、かつ、別表 1 に定める地区に事業所を有する法人又は個人とする。

- (1) 宿泊事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第 3 条第 1 項の許可を受けた者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第 3 条第 1 項の届出を行って実施する住宅宿泊事業を営む者
- (2) 飲食事業者 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第 1 項の許可を受けた者
- (3) 観光事業者 市内にある観光資源を活用した見学・体験メニューを提供している者
- (4) 小売事業者 小売業を主たる事業として営む者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象としない。

- (1) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 市税に滞納がある者
- (3) 令和 8 年度十和田市放任果樹等伐採事業補助金の交付を受けている者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた者

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業を行う前に、令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止観光施設等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 申請者が個人事業主の場合は、住民票の写し及び個人事業主であることが分かる書類
- (3) 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書
- (4) 誓約書（様式第3号）
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類
- (6) 申請者が法人の場合は、本社が所在する市区町村において税の滞納がないことを証する書類
- (7) 補助事業の内容が分かる書類
- (8) 補助対象経費の内訳が分かる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第2号に掲げる住民票に関する情報及び同項第5号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 補助金の交付の申請は、1申請者につき、年1回とする。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和8年度

十和田市有害鳥獣被害防止観光施設等支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更申請等）

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止観光施設等支援事業補助金事業計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、事業計画の変更又は事業の中止について承認の可否を決定し、令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止観光施設等支援事業補助金事業計画変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了し、かつ、経費の支払が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止観光施設等支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業が完了したことが分かる書類
- (2) 補助事業に要した経費の支払を証明する書類の写し
- (3) 財産管理台帳（様式第8号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止観光施設等支援事業補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条により額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止観光施設等支援事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第11条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に係る経費と他の経費とを明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(処分の制限を受ける期間)

第12条 規則第18条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月3日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

地区	対象区域
十和田湖畔地区	大字奥瀬字十和田湖畔休屋、字宇樽部、 字子ノ口
奥入瀬溪流地区	大字奥瀬字栃久保、字惣辺山、字葛野 湯、字猿倉  大字法量字焼山、字谷地

別表 2 (第 3 条関係)

補助事業	補助対象経費	補助金の額
<p>補助事業者が有する別表 1 に定める地区の事業所において実施する次の各号のいずれかに該当する事業</p> <p>(1) 物理的侵入防止対策</p> <p>(2) 誘因物となる樹木の根元からの伐採</p> <p>(3) 有害鳥獣の検知・監視</p> <p>(4) 観光客等の安全確保に係る情報提供・注意喚起</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、鳥獣対策に必要なものと市長が認めるもの</p>	<p>補助事業の実施に要する次に掲げる経費(消費税及び地方消費税を除く。)</p> <p>(1) 報償費</p> <p>(2) 印刷製本費</p> <p>(3) 手数料</p> <p>(4) 委託料</p> <p>(5) 賃借料</p> <p>(6) 工事請負費</p> <p>(7) 備品購入費</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、補助対象事業の実施に必要な経費であると市長が認めるもの。ただし、人件費を除く。</p>	<p>補助対象経費の合計額から国庫補助金その他の収入額を控除した額を算出し、その額に 2 分の 1 を乗じて得た額(当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は 150,000 円のいずれか低い額以内</p>